



平成 30 年 6 月 29 日

各 位

会 社 名 東洋鋼鋸株式会社
代表者名 代表取締役社長 田辺 敏幸
(コード番号 5453 東証第一部)
問合せ先 執行役員 管理部門長 大楽 高嗣
(TEL 03-5211-6200)

東洋製罐グループホールディングス株式会社による当社株式に係る 株式売渡請求を行うことの決定、当該株式売渡請求に係る承認及び 当社株式の上場廃止に関するお知らせ

平成 30 年 6 月 22 日付「支配株主である東洋製罐グループホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、東洋製罐グループホールディングス株式会社（以下「東洋製罐グループホールディングス」といいます。）は、平成 30 年 5 月 11 日から当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、その結果、本公開買付けの決済の開始日である平成 30 年 6 月 28 日をもって、当社株式 95,713,137 株（当社の総株主の議決権に対する東洋製罐グループホールディングスの有する当社株式の議決権の割合（以下「議決権所有割合」といいます。（注 1））にして 95.00%（小数点以下第三位を四捨五入））を所有するに至り、東洋製罐グループホールディングスは当社の会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）に定める特別支配株主（以下「特別支配株主」といいます。）となっております。

東洋製罐グループホールディングスは、本公開買付けの成立により、当社の総株主の議決権の 90%以上を所有するに至ったことから、当社が平成 30 年 5 月 10 日付で公表いたしました「支配株主である東洋製罐グループホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」

（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社株式の全て（東洋製罐グループホールディングスが所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当社を東洋製罐グループホールディングスの完全子会社とすることを目的とした取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、会社法第 179 条第 1 項に基づき、当社の株主の全員（東洋製罐グループホールディングス及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その有する当社株式（以下「本売渡株式」といいます。）の全部を東洋製罐グループホールディングスに売り渡す旨の請求（以下「本売渡請求」といいます。）を行うことを本日決定したとのことです。

当社は、本日付で東洋製罐グループホールディングスより本売渡請求に係る通知を受領し、当社取締役会は、本日、本売渡請求を承認する旨の決議をいたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

また、本売渡請求の承認により、当社株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部の上場廃止基準に該当することになり、本日から平成 30 年 7 月 29 日まで整理銘柄に指定された後、同年 7 月 30 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所市場第一部において取引することはできなくなりますので、併せてお知らせいたします。

(注1)「議決権所有割合」とは、当社が平成30年5月10日に公表した平成30年3月期決算短信〔日本基準〕(連結)(以下、「当社決算短信」といいます。)に記載された平成30年3月31日現在の当社の発行済株式総数(100,800,000株)から、当社決算短信に記載された平成30年3月31日現在の当社が所有する自己株式数(54,032株)を控除した株式数(100,745,968株)に係る議決権の数(1,007,459個)に占める割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいい、以下同じとします。

1. 本売渡請求の概要

(1) 特別支配株主の概要

(1) 名 称	東洋製罐グループホールディングス株式会社	
(2) 所 在 地	東京都品川区東五反田二丁目18番1号	
(3) 代表者の役職・氏名	取締役社長 大塚 一男	
(4) 事 業 内 容	グループ会社の経営管理等	
(5) 資 本 金	11,094百万円(平成30年3月31日現在)	
(6) 設 立 年 月 日	昭和16年7月29日	
(7) 大株主及び持株比率 (平成30年3月31日現在)(注2)		
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	13.74%
	学校法人東洋食品工業短期大学	7.98%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	7.63%
	公益財団法人東洋食品研究所	6.11%
	株式会社三井住友銀行	3.20%
	富国生命保険相互会社	2.76%
	三井住友信託銀行株式会社	2.07%
	株式会社群馬銀行	1.93%
	東洋インキS Cホールディングス株式会社	1.87%
	三井住友海上火災保険株式会社	1.70%
(8) 当社と特別支配株主の関係		
資 本 関 係	東洋製罐グループホールディングスは、本日現在、当社株式95,713,137株(議決権所有割合95.00%)を所有し、当社を連結子会社としております。	
人 的 関 係	当社の取締役1名(隅田博彦氏)が東洋製罐グループホールディングスの取締役副社長を、当社の監査役1名(大川邦夫氏)が東洋製罐グループホールディングスの常勤監査役を、それぞれ兼務しており、また、当社の代表取締役社長1名(田辺敏幸氏)が東洋製罐グループホールディングスの執行役員を兼務しております。	
取 引 関 係	当社は、東洋製罐グループホールディングスのグループ事業会社(注3)である東罐商事株式会社が高炉メーカーより調達した鋼材を購入し、当社は表面処理加工した鋼材を東洋製罐グループホールディングスのグループ事業会社である東洋製罐株式会社等に販売しております。また、東洋製罐グループホールディングスは、当社への資金の融資に加え、当社のコーポレート機能の一部を担っております。	
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	東洋製罐グループホールディングスは、当社の親会社であり、当社の関連当事者に該当します。	

(注2) 東洋製罐グループホールディングスが平成30年6月27日に提出した第105期有価証券報告書より引用しております。

(注3)「東洋製罐グループホールディングスのグループ事業会社」とは、東洋製罐グループホールディングス及び東洋製罐グループホールディングスの子会社並びに関連会社（以下「東洋製罐グループホールディングスグループ」と総称します。）に属する会社のうち、東洋製罐グループホールディングス及び当社及び当社の子会社並びに関連会社（以下「当社グループ」と総称します。）を除く事業会社をいいます。以下同じとします。

(2) 本売渡請求の日程

売 渡 請 求 日	平成30年6月29日（金曜日）
当社の取締役会決議日	平成30年6月29日（金曜日）
売 買 最 終 日	平成30年7月27日（金曜日）
上 場 廃 止 日	平成30年7月30日（月曜日）
取 得 日	平成30年8月2日（木曜日）

(3) 売渡対価

普通株式1株につき718円

2. 本売渡請求の内容

東洋製罐グループホールディングスは、会社法第179条第1項に定める当社の特別支配株主として、本売渡株主に対し、本売渡株式の全部を東洋製罐グループホールディングスに売り渡すことを請求することを決定したとのことであり、当社は、本日付で東洋製罐グループホールディングスから以下の内容の通知を受領いたしました。

(1) 特別支配株主完全子法人に対して本売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第179条の2第1項第1号）

該当事項はありません。

(2) 本売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第179条の2第1項第2号、第3号）

東洋製罐グループホールディングスは、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式1株につき718円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

(3) 新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第179条の2第1項第4号）

該当事項はありません。

(4) 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第179条の2第1項第5号）

平成30年8月2日

(5) 本売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第1号）

東洋製罐グループホールディングスは、本売渡対価を、同社が保有する現預金により支払うことを予定しています。

(6) その他の本売渡請求に係る取引条件(会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第2号)

本売渡対価は、平成30年11月30日までに、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により(本売渡対価の交付について東洋製罐グループホールディングスが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により)、本売渡株主に対して本売渡対価を支払うものとします。

3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由

(1) 承認に関する判断の根拠及び理由

本売渡請求は、本取引の一環として行われるものであり、本売渡対価は、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。)と同一の価格に設定されています。

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本取引により当社の企業価値の一層の向上が見込まれるとの結論に至りました。

当社グループの今後の事業環境を展望しますと、鋼板関連事業においては、国内のスチール缶材市場は、飲料容器の多様化に伴うスチールから他素材へのシフトによる飲料用分野の減少等のため縮小傾向にあり、他社との競争が激化しております。また、製品材料である鋼材の価格は短期間で大きく変動しており、材料の安定調達に影響を与えています。平成24年にはトルコ共和国においてTOSYALI HOLDINGS A.S.と合弁で設立したTosyali Toyo Steel CO. INC.において、工場の立上げが当初の想定より11ヶ月程度遅れたものの、平成29年5月より本格的な稼働を開始しました。

機能材料関連事業においては、磁気ディスク用アルミ基板については、最終製品であるハードディスクドライブの需要の変化が激しく、記憶容量の高密度化に伴う品質水準が高まっています。また光学用機能フィルムはフラットパネルディスプレイ関連市場における競争が激化しています。

機械関連事業においては、機械器具は軟調に推移しているものの、硬質合金や梱包資材用帯鋼は堅調に推移しています。また、平成28年に当社が買収した自動車用金型プレス事業は、新興国メーカーの台頭により、競争が激化しております。

かかる状況下において、今後当社がより持続的かつ発展的に更なる成長を実現していくためには、(a) 既存事業における成長分野や新規事業への成長投資、(b) 当社と東洋製罐グループホールディングスとのグループ間シナジーの最大化、及び(c) 人材交流の推進が必要となります。こうした施策の実現に当たっては、東洋製罐グループホールディングスの完全子会社となることで、より確実になるものと考えております。

(a) 既存事業における成長分野及び新規事業への成長投資に関しては、東洋製罐グループホールディングスの資金力・信用力を有効に活用することで、MENA(中東・北アフリカ)等の成長市場での製品開発の強化と新市場の創出を通じたグローバル展開やDNAチップ事業等、今後の当社グループの新たな収益の柱の一つになりうる事業に対する投資が可能になることに加え、中長期的にみた場合、選択肢が広がるため、既に進出した海外市場における事業拡大のための追加投資や現在進出できていない地域への進出、既存事業を強化するためのM&A等これまで以上に大きな成長戦略を描くことが可能になります。

(b) 当社とのグループ間シナジーの最大化に関しては、上場会社である当社の独立性及び自主性の観点からこれまで限定的であった東洋製罐グループホールディングスグループと当社との間の情報共有及びノウハウやナレッジの相互活用について、東洋製罐グループホールディングスが当社を完全子会社化するこ

とで大幅にその活性化が図られ、当社と東洋製罐グループホールディングスグループの双方の事業拡大が期待されます。

具体的には、電気自動車の普及が進む中、自動車関連事業において、車載用電池の素材製造及び自動車用プレス金型製造を手掛ける当社グループと、車載用電池の外装材の製造を手掛ける東洋製罐グループホールディングスのそれぞれのネットワークを相互活用することにより、国内外の販売網の拡大が可能となります。

海外市場では、東洋製罐グループホールディングスの金属容器生産機械設備の販売網を活用した当社鋼板材の販路拡大が見込まれる他、環境性能に優れる当社のラミネート技術と東洋製罐グループホールディングスのグループ事業会社の製缶技術を融合させることで、人体への影響が少ない BPA フリー製品を共同開発により早期に確立させ、欧米を起点に食缶ラミネート製品のグローバル展開を計画しております。

その他にも、当社と東洋製罐グループホールディングスによる共同開発が期待されており、具体的には高い強度と軽さを併せ持つ素材である CFRP（注 4）の共同開発を計画しているほか、当社のラミネート技術と東洋製罐グループホールディングスのグループ事業会社の軟包装材を組み合わせた新製品の開発も推進してまいります。また、当社の新規事業である DNA チップ事業は当社において医療分野に実績がある一方で、東洋製罐グループホールディングスは食品検査分野で既に技術が確立されており、それぞれ異なる市場をターゲットとしているものの、基礎研究・応用化研究では共通の技術もあるため、両社が共同で研究開発を推進することで開発費用の削減や開発スピードの加速が実現可能と考えています。

（注 4）Carbon Fiber Reinforced Plastics の略。樹脂を炭素繊維で強化することで、樹脂単体よりも高い強度や剛性を得たプラスチックのこと。

(c) 人材交流の推進に関しては、当社と東洋製罐グループホールディングスの間での人材交流を活性化することにより、これまで両社が培ってきた研究・開発分野での知見やノウハウの共有を可能とし、また、近年、社会的要求が高まっている専門的で広範囲に及ぶ CSR 活動を一元化することにより、より質の高い CSR 活動ができると考えております。

以上より、当社は、本取引により東洋製罐グループホールディングスの完全子会社となり東洋製罐グループホールディングスと一体経営を行うことは、当社の成長戦略にとって必要な諸施策を実行に移すことがより確実なものとなるだけでなく、これまで上場会社としての独立性及び自主性を維持するという観点から実現することの難しかった、ヒト・モノ・カネといった経営資源及び生産・研究・開発分野での知見、情報、ノウハウ等の相互活用が可能になると考えております。また、東洋製罐グループホールディングスの完全子会社となることで、これまで以上に迅速な意思決定及び機動的な投資の実行を行うことができるようになることにより、変化の大きく厳しい経営環境への対応が可能となり、当社の成長戦略の実現にともなう一層の企業価値向上が見込まれるとの結論に至っております。

また、本公開買付価格については、(i) 本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「②算定の概要」に記載されている、SMB C 日興証券株式会社（以下「SMB C 日興証券」といいます。）による当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）に基づく算定結果のレンジ内であること、(ii) 本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「②算定の概要」に記載されている株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス」といいます。）による当社株式の株式価値算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、DCF 法に基づく算定結果のレンジ内であり、かつ、プルータスより本公開買付価格が当社の少数株主にとって財務的見地から公正である旨の意見（フェアネス・オピニオン）が提出されていること、(iii) 本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成 30 年 2 月 6 日の東京証券取引所における当社株式の終値 598 円に対して 20.07%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアムの数値（%）

について同じです。)、平成30年2月6日から過去1ヶ月間の終値単純平均値514円(小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値について同じです。))に対して39.69%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値484円に対して48.35%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値501円に対して43.31%のプレミアムが加算されていること、(iv) 本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られており、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(v) 上記の利益相反を解消するための措置が採られた上で、当社と東洋製罐グループホールディングスの間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であることを踏まえ、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

その上で、当社は、平成30年2月7日開催の取締役会において、平成30年2月7日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合、これに関して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。その後、当社は、東洋製罐グループホールディングスから、本公開買付けの開始に向けて必要となる日本及び中国の競争法に基づく必要な手続及び対応が完了したことから、本公開買付けを平成30年5月11日から開始したい旨の連絡を受け、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、平成30年2月7日以後、同年5月10日までの間に、当社の業況や本取引を取り巻く環境に重大な変更が見られないこと等を確認し、平成30年5月10日時点においても本公開買付けに関する判断を変更する要因はないと考えたことから、平成30年5月10日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した取締役の全員一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

その後、当社は、平成30年6月22日、東洋製罐グループホールディングスより、本公開買付けの結果について、当社株式47,827,381株の応募があり、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、平成30年6月28日(本公開買付けの決済開始日)付で、東洋製罐グループホールディングスの有する当社株式の議決権所有割合は95.00%となり、東洋製罐グループホールディングスは、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

このような経緯を経て、当社は、東洋製罐グループホールディングスより、平成30年6月29日付で、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本取引の一環として、本売渡請求をする旨の通知を受領しました。

そして、当社はかかる通知を受け、本売渡請求を承認するか否かについて慎重に協議、検討いたしました。

その結果、当社の取締役会は、(i) 本売渡請求は本取引の一環として行われるものであるところ、当社は、上記のとおり、本取引により当社の企業価値の一層の向上が見込まれると判断しており、当該判断を変更すべき特段の事情が見受けられないこと、(ii) 本売渡株式1株につき718円という本売渡対価は、本公開買付け価格と同一の価格であること及び下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本取引の公正性を担保するための措置が講じられていること等から、本売渡株主にとって合理的な価格であり、少数株主の利益への配慮がなされていると考えられること、(iii) 東洋製罐グループホールディングスの本公開買付けに係る公開買付け届出書の添付書類として提出された同社の

預金残高証明書を確認した結果、同社が本売渡対価の支払のための資金に相当する額の銀行預金を有していること及び東洋製罐グループホールディングスによれば、本売渡対価の支払に支障を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性は現在認識されていないことから、東洋製罐グループホールディングスによる本売渡対価の交付の見込みはあると考えられること、(iv) 本売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること、(v) 本公開買付けの開始以降本日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと等を踏まえ、本売渡請求は、本売渡株主の利益に配慮したものであり、本売渡請求の条件等は適正であると判断し、本日、東洋製罐グループホールディングスからの通知のとおり、本売渡請求を承認する旨の決議をいたしました。

なお、当社取締役のうち、田辺敏幸氏は東洋製罐グループホールディングスの執行役員を兼務し、隅田博彦氏は東洋製罐グループホールディングスの取締役を兼務しているため、当社取締役会の意思決定における公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、上記取締役会決議に関する審議等及び決議には一切参加しておりません。上記取締役会決議は、両氏を除く取締役全員の一致により行われております。

また、当社の監査役である大川邦夫氏は東洋製罐グループホールディングスの常勤監査役を兼務しているため、当社取締役会の意思決定における公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、上記取締役会決議に関する審議等には一切参加しておりません。なお、同氏を除く監査役全員が、上記取締役会決議について異議がない旨の意見を述べております。

(2) 算定に関する事項

本売渡請求は、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであり、本売渡対価は本公開買付け価格と同一の価格であることから、当社は、本売渡請求に係る承認を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しておりません。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本日現在、東京証券取引所市場第一部に上場されていますが、本売渡請求の承認により、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に該当することになり、本日から平成30年7月29日まで整理銘柄に指定された後、同月30日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所市場第一部において取引することはできなくなります。

(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本売渡請求は、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであるところ、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社及び東洋製罐グループホールディングスは、本取引の公正性を担保する観点から、それぞれ以下の①から⑥の措置を実施いたしました。

なお、上記「(1) 承認に関する判断の根拠及び理由」に記載のとおり、本売渡請求の承認にかかる当社の意思決定に至る過程において、当社取締役のうち、田辺敏幸氏は東洋製罐グループホールディングスの執行役員を兼務し、隅田博彦氏は東洋製罐グループホールディングスの取締役を兼務しているため、当社取締役会の意思決定における公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、本日の当社の取締役会決議に関する審議等及び決議には一切参加しておりません。同取締役会決議は、両氏を除く取締役全員の一致により行われております。また、当社の監査役である大川邦夫氏は東洋製罐グループホールディングスの常勤監査役を兼務しているため、当社取締役会の意思決定における公正性、透明性及び

客観性を高め、利益相反を回避する観点から、上記取締役会決議に関する審議等には一切参加しておりません。なお、同氏を除く監査役全員が、上記取締役会決議について異議がない旨の意見を述べております。

①東洋製罐グループホールディングスにおける独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

東洋製罐グループホールディングスは、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び東洋製罐グループホールディングスから独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）に当社の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、大和証券は、当社及び東洋製罐グループホールディングスの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。

大和証券は、当社株式について、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法による算定を行い、東洋製罐グループホールディングスは、平成30年2月6日に大和証券から取得した当社株式の株式価値に関する株式価値算定書（以下「東洋製罐グループホールディングス算定書」といいます。）を取得したとのことです。なお、東洋製罐グループホールディングスは、大和証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。

大和証券による当社株式1株当たり株式価値の算定結果は以下のとおりです。

市場株価法	: 482円～608円
類似会社比較法	: 484円～626円
DCF法	: 557円～799円

市場株価法では、平成30年2月5日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社株式の基準日の終値608円、直近1ヶ月間の終値の単純平均値510円（小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じ。）、直近3ヶ月間の終値の単純平均値482円及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値500円を基に、当社株式の1株当たり株式価値の範囲を482円から608円までと分析しているとのことです。

次に、類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を算定し、当社株式の1株当たり株式価値の範囲を484円から626円までと分析しているとのことです。

最後に、DCF法では、当社が作成した平成30年3月期から平成33年3月期までの事業計画（以下「本事業計画」といいます。）における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が平成30年3月期第3四半期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を算定し、当社株式の1株当たりの価値の範囲を、557円から799円までと分析しているとのことです。なお、本事業計画については大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。本事業計画において見込まれている増益の内容につきましては、下記「②当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」をご参照ください。

東洋製罐グループホールディングスは、大和証券から取得した東洋製罐グループホールディングス算定書記載の算定結果に加え、平成29年10月から12月まで実施したデュール・ディリジェンスの結果、過去に実施された本公開買付けと同種の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの事例、当社取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社株式

の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、当社との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成30年2月7日開催の取締役会の決議によって、本公開買付価格を1株当たり金718円と決定したとのことです。

なお、本公開買付価格である1株当たり金718円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成30年2月6日の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値の598円に対して20.07%、過去1ヶ月間(平成30年1月9日から平成30年2月6日まで)の終値の単純平均値514円に対して39.69%、過去3ヶ月間(平成29年11月7日から平成30年2月6日まで)の終値の単純平均値484円に対して48.35%、過去6ヶ月間(平成29年8月7日から平成30年2月6日まで)の終値の単純平均値501円に対して43.31%、本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である平成30年5月9日の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値の716円に対して0.28%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となるとのことです。

②当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、東洋製罐グループホールディングスから提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、当社及び東洋製罐グループホールディングスから独立した第三者算定機関であるSMB C日興証券及びプルータスに対して、当社株式の価値の算定を依頼するとともに、プルータスに対しては、本公開買付価格が当社の少数株主にとって財務の見地から公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を求めました。

なお、SMB C日興証券及びプルータスは、当社及び東洋製罐グループホールディングスの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

SMB C日興証券は、当社株式が東京証券取引所市場第一部に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を反映するためにDCF法を用いて当社株式の価値算定を行いました。上記手法を用いて算定された当社株式1株当たりの価値の範囲は、以下のとおりです。

市場株価法	: 484円～514円
DCF法	: 587円～898円

市場株価法では、平成30年2月6日を算定基準日とする東京証券取引所における当社株式の直近1ヶ月間の終値単純平均値514円、直近3ヶ月間の終値単純平均値484円を基に、当社株式の1株当たりの価値の範囲を484円から514円までと算定しております。

DCF法では、当社作成の本事業計画、一般に公開された情報等(当社が平成30年2月7日に公表した平成30年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)(以下「当社四半期決算短信」といいます。))における、平成30年3月期連結業績予想を含む。)の諸要素を前提として、当社が平成30年3月期第3四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を算定し、当社株式の1株当たりの価値の範囲を587円から898円までと算定しております。なお、割引率は5.38%～6.58%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長法を採用し、永久成長率は-0.5%～0.5%として算定しております。SMB C日興証券がDCF法による分析の前提とした本事業計画に基づく連結財務予測は以下のとおりです。なお、本事業計画については大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、平成30年3月期において、磁気ディスク用アルミ基板や光学用機能フィルムの生産性の改善、自動車用プレス金型における受注の平準化及び外注費用の減少等によって、営業利益、経常利益、当期利益について大幅な増益を見込んでおり、平成31年3月期においては、持分法適用関連会社であるTosyali Toyo Steel CO. INC.における販売数量の増加に伴う黒字化を主な要因として、経常利益及び当期利益について大幅な増益を見込んでいます。また、本事業計画には本取引実行により実現することが期待されるシナジー効果については加味しておりません。

(単位：百万円)

	平成 30 年 3 月期 (6 ヶ月)	平成 31 年 3 月期	平成 32 年 3 月期	平成 33 年 3 月期
売上高	60,975	135,195	137,691	139,919
営業利益	1,751	5,006	5,469	5,578
E B I T D A	5,578	12,127	12,652	12,958
フリー・キャッシュ・フロー	1,156	△658	5,462	5,208

また、当社は、プルータスに対して、当社株式の株式価値の算定を依頼し、平成 30 年 2 月 6 日付で、プルータスから株式価値算定書を受領しました。なお、当社はプルータスから本公開買付価格が当社の少数株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております（注 5）。

プルータスは、当社株式が東京証券取引所市場第一部に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を反映するため D C F 法を用いて当社株式の価値算定を行いました。上記手法を用いて算定された当社株式 1 株当たりの価値の範囲は、以下のとおりです。

市場株価法	: 484 円～598 円
D C F 法	: 617 円～833 円

市場株価法では、平成 30 年 2 月 6 日を算定基準日とする東京証券取引所における当社株式の基準日の終値 598 円、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 514 円、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 484 円及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 501 円を基に、当社株式の 1 株当たりの価値の範囲を 484 円から 598 円までと算定しております。

D C F 法では、本事業計画、一般に公開された情報等（当社四半期決算短信における、平成 30 年 3 月期連結業績予想を含む。）の諸要素を前提として、当社が平成 30 年 3 月期第 3 四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を算定し、当社株式の 1 株当たりの価値の範囲を 617 円から 833 円までと算定しております。なお、割引率は 5.203%～6.698%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長法を採用し、永久成長率は 0%として算定しております。プルータスが D C F 法による分析の前提とした本事業計画に基づく連結財務予測は以下のとおりです。なお、本事業計画については大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、平成 30 年 3 月期において、磁気ディスク用アルミ基板や光学用機能フィルムの生産性の改善、自動車用プレス金型における受注の平準化及び外注費用の減少等によって、営業利益、経常利益、当期利益について大幅な増益を見込んでおり、平成 31 年 3 月期においては、持分法適用関連会社である Tosyali Toyo Steel CO. INC.における販売数量の増加に伴う黒字化を主な要因として、経常利益及び当期利益について大幅な増益を見込んでいます。また、本事業計画には本取引実行により実現することが期待されるシナジー効果については加味しておりません。

(単位：百万円)

	平成 30 年 3 月期 (6 ヶ月)	平成 31 年 3 月期	平成 32 年 3 月期	平成 33 年 3 月期
売上高	60,975	135,195	137,691	139,919
営業利益	1,751	5,006	5,469	5,578
E B I T D A	5,454	11,981	12,513	12,818
フリー・キャッシュ・フロー	727	△848	5,319	5,066

(注5) プルータスは、フェアネス・オピニオンの作成及び提出並びにその基礎となる当社株式の株式価値算定に際して、当社から提供を受けた資料及び情報並びに一般に公開された情報が正確かつ完全なものであること、当社株式の株式価値算定に重大な影響を与える可能性がある全ての事実がプルータスに開示されたこと等を前提に、それらの資料及び情報を原則としてそのまま採用しており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を実施しておらず、また実施の義務を負うものではありません。

プルータスは、当社及びその子会社・関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自の評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関による評価書、鑑定書又は査定書も取得していないほか、倒産、支払停止又はそれらに類似する事項に関する適用法令の下での当社の信用力についての評価も行っておりません。

プルータスがフェアネス・オピニオンの基礎資料として用いた当社の財務予測その他の資料は、当社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。プルータスはその実現可能性を保証するものではなく、これらの作成の前提となった分析若しくは予測又はそれらの根拠となった前提条件については、何ら見解を表明しておりません。

フェアネス・オピニオンは、本取引が、当社の少数株主にとって財務的見地から公正であるか否かについて、その作成日現在の金融及び資本市場、経済状況並びにその他の情勢を前提に、前日までにプルータスが入手した情報に基づいて、同日時点における意見を述べたものです。フェアネス・オピニオンの内容は、その後の状況の変化により影響を受けることがあります。プルータスはその内容を修正、変更又は補足する義務を負いません。また、フェアネス・オピニオンは、明示的な記載のない事項又はその提出日以降の事象に関して、何ら意見を推論させ、示唆するものではありません。

フェアネス・オピニオンは、当社が本公開買付価格の公正さを検証するに際しての基礎資料として使用するために作成されたものです。したがって、当社が実行可能な事業戦略上の代替案と比較した本取引を行うにあたっての事業上の決定、又は取引の相対的利点については言及しておらず、本取引の是非について意見を述べるものではありません。また、フェアネス・オピニオンは、当社の発行する有価証券の保有者、債権者、その他の関係者に対し、如何なる意見を述べるものではなく、本取引に関する如何なる行動の推奨を株主に行うものでもありません。

なお、SMB C日興証券及びプルータスがDCF法による当社株式価値の算定に使用した連結財務予測は、当社が平成29年5月11日付で公表した平成30年3月期連結業績予想及び平成28年5月11日付で公表した中期経営計画「TK WORKS 2018」に記載された当社の連結売上高及び連結営業利益の数値と異なりますが、これは、以下の理由によるものです。

当該中期経営計画の公表後、鋼板関連事業、機能材料関連事業及び機械関連事業の収益性が悪化したこと等を受け、当該中期経営計画の公表以降、中期経営計画と当社の足元の業績及びその予測には重大なかい離が生じています。（平成30年3月期業績見込みのかい離要因については、当社四半期決算短信の「1. 当四半期決算に関する定性的情報」の「(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご参照ください。）このため、当初の目標数値であった中期経営計画よりも、足元の収益環境及び当社の業績等を踏まえ、より現状に即した予測に基づき、当社の客観的かつ合理的な企業価値を算定し、本公開買付価格の妥当性を検討することがより適切であると判断いたしました。なお、かかる連結財務予測の作成については、第三者委員会において、当社の担当者から直接ヒアリングを行い、その作成過程について客観性又は合理性を疑わせる事情は見当たらないことを確認し、適切に作成されたものであると判断しました。

③当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、当社取締役会における本公開買付けを含む本取引に係る意思決定の公正性及び適正性を担保するため、当社及び東洋製罐グループホールディングスから独立したリーガル・アドバイザーとして高井&

パートナーズ法律事務所を選任し、同事務所から、本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けております。

当社は、高井&パートナーズ法律事務所から受けた、本公開買付けを含む本取引における意思決定過程、意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を参考に、本公開買付けを含む本取引の具体的な条件等について慎重に協議・検討を行っております。

なお、高井&パートナーズ法律事務所は、当社及び東洋製罐グループホールディングスの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。

④当社における独立した第三者委員会の設置及び答申書の取得

当社は、平成29年10月27日、当社が東洋製罐グループホールディングスの連結子会社であり、本公開買付けを含む本取引が支配株主との重要な取引等に該当することを踏まえ、当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保する観点から、当社及び東洋製罐グループホールディングスからの独立性が高い外部の有識者を含む委員によって構成される第三者委員会（第三者委員会の委員としては、弁護士西田章氏（西田法律事務所）、当社社外取締役・独立役員林芳郎氏及び当社社外取締役・独立役員染谷良氏を選定しております。）を設置しております。そして、当社は、当該第三者委員会に対して、(a) 本取引の目的の正当性（当社の企業価値の向上に資するといえるか）、(b) 本取引の手続面の適正性（本取引の決定が公正な手続を通じて行われ、当社の少数株主が受けるべき利益が損なわれることのないよう配慮がなされているか）、(c) 本取引により当社の少数株主に交付される対価の妥当性、及び(d) 上記(a)、(b)及び(c)その他の事項を前提に、本取引が少数株主にとって不利益なものではないといえるか否か（総称して、以下「本諮問事項」といいます。）について諮問しました。第三者委員会は、平成29年10月27日より平成30年2月6日まで合計9回開催され、本諮問事項について、慎重に検討及び協議を行っております。具体的には、第三者委員会は、本諮問事項の検討にあたり、当社から、当社の事業環境、東洋製罐グループホールディングスが提案する本取引の目的、本取引が当社事業に与える影響等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行いました。また、第三者委員会から東洋製罐グループホールディングスに対して、東洋製罐グループホールディングスの事業環境、本取引の目的及び背景、本取引実行後の経営方針等につき質問し、東洋製罐グループホールディングスより、書面による回答を受領しました。第三者委員会は、当社から直近の業績及び事業計画の内容等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行いました。さらに、第三者算定機関であるSMB C日興証券及びプルータスから、当社株式の株式価値の算定結果に関する説明を受け、質疑応答を行いました。加えて、第三者委員会は、当社及びSMB C日興証券より、当社と東洋製罐グループホールディングスとの間の公開買付け価格に係る交渉状況の説明を適時に受け、質疑応答を行いました。また、第三者委員会は、当社のリーガル・アドバイザーである高井&パートナーズ法律事務所から、本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行いました。

第三者委員会は、上記の各調査、協議及び検討の内容を踏まえ、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行った結果、平成30年2月7日に、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、以下の内容の答申書を提出しております。

- (i) 本委員会に提出された資料及び聞き取り調査の結果に基づけば、(a) 当社の海外事業においては、現地法令・慣習などの知見、グローバル人材の育成・確保が重要となり、東洋製罐グループホールディングスグループの拠点も効果的に活用しながら、東洋製罐グループホールディングスグループ全体として、事業別・地域別戦略に基づいた適切な海外投資判断を企画実行することが望まれていること、(b) 近年の経営環境は、少子高齢化にともなう国内市場の縮小や競合各社との競争激化、資材・エネルギー価格の上昇など厳しさを増しており、当社の国内既存事業については、東洋製罐グループホールディングスグループとして一体経営による収益性の向上、東洋製罐グル

ープホールディングスと当社のシナジーの最大化及び同業他社との競争におけるグループ力の発揮（価格競争力、材料調達能力等を含む。）の実現が期待されていること、(c) 当社の新規事業開拓において、当社と東洋製罐グループホールディングスグループの研究開発部門が一体化されることは、開発のスピードアップに加えて、両社が固有に保有する技術についての相互活用を促進し、新しい事業を生み出す可能性があることが認められる。

よって、本取引は、当社を含む東洋製罐グループホールディングスグループの企業価値の向上を目的として行われるものであり、当社の企業価値向上にも資するものといえる。

- (ii) 本取引の交渉過程の事実関係を調査した結果、(a) 内部的意思決定や東洋製罐グループホールディングスとの交渉において、東洋製罐グループホールディングスからの影響力を排除するために十分な利益相反防止措置が講じられており、(b) 実際に行われた交渉の経緯においても、当社は、東洋製罐グループホールディングスからの提案を鵜呑みにすることなく、少数株主の利益の保護を念頭に、本公開買付けの価格を最大限に高めるため、粘り強い交渉が行われたものと評価でき、(c) かかる交渉においては、株式価値算定の専門家であるSMB C日興証券とプルータスから、独立した立場からの助言が適時に提供されており、(d) 法律面においても、高井&パートナーズ法律事務所からの専門的助言が適時に提供されており、かつ、(e) 当社の株式価値算定の基礎となる事業計画（平成30年3月期の連結業績予想の修正を含む。）を確定するまでの過程においても、東洋製罐グループホールディングスからの不当な影響を受けていないことが認められる。

よって、本取引の手續の公正性は遵守されていると認められる。

- (iii) 本委員会に提出された資料及び質疑応答の結果に基づけば、(a) SMB C日興証券による市場株価法及びDCF法に基づく株式価値算定の方法はいずれも妥当なものであり、(b) プルータスによる市場株価法及びDCF法に基づく株価算定の方法もいずれも妥当なものであり、(c) SMB C日興証券及びプルータスによるDCF法の基礎とされた事業計画（平成30年3月期の連結業績予想の修正を含む。）には、その確定までの過程において、内容の合理性又は客観性を疑わせる事情はなく、(d) 本公開買付け価格は、東洋製罐グループホールディングスと当社との間における独立した当事者間の交渉の結果として形成されたものであると認められる。本公開買付け価格が、SMB C日興証券及びプルータスの株式価値の算定結果の評価レンジに収まり、かつ、類似事例におけるプレミアム水準にも照らしても遜色がないことからすれば、本取引により当社の少数株主が受領する対価は妥当である。
- (iv) 本委員会は、本取引が、二段階買収に関する一連の手續において、当社の少数株主に特段の不利益を課すものではないと判断し、上記(i)、(ii)及び(iii)に関する判断を前提にすると、本取引が当社の少数株主（当社の株主のうち東洋製罐グループホールディングス以外の者）にとって不利益なものであるとはいえないと考える。
- (v) 以上を踏まえて、当社の取締役会が、本公開買付けに賛成し、応募を推奨することには合理性が認められる。

その後、当社は、東洋製罐グループホールディングスから、日本及び中国の競争法に基づく必要な手續及び対応が完了したことから、本公開買付けが開始可能な状態になったと判断し、本公開買付けを平成30年5月11日から開始したい旨の平成30年5月7日付の連絡を受けました。当社が設置した第三者委員会に対して、平成30年2月7日付答申書の内容に変更がないか否かを検討し、当社の取締役会に対して、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の内容の答申を行うことを平成30年2月7日付で諮問していたことに従い、第三者委員会において検討を行った結果、平成30年2月7日以後、同年5月9日までの間に、当社の業況や本取引を取り巻く環境に重大な変更が見られないこと等を確認し、平成30年5月10日に、当社取締役会に対して、上記意見に変更がない旨の平成30年5月10日付答申書を提出しており

ます。

⑤当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

当社取締役会は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、平成30年2月7日開催の取締役会において、隅田博彦氏及び毎田知正氏を除く取締役の全員で審議を行い、その全員の一致により、本公開買付けについて、当該時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合、これに賛同の意見を表明するとともに、株主の皆様の本公開買付けへの応募を推奨することを決議しました。

また、上記取締役会には、当社の社外監査役を含む監査役4名のうち、大川邦夫氏を除く3名が出席し、その全ての監査役が、当該時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合、これに賛同の意見を表明するとともに、株主の皆様に応募を推奨する旨の取締役会の決議について異議がない旨の意見を述べております。

その後、当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④当社における独立した第三者委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、当社が設置した第三者委員会に対して、平成30年2月7日付答申書の内容に変更がないか否かを検討し、当社の取締役会に対して、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の内容の答申を行うことを平成30年2月7日付で諮問していたことに従い、第三者委員会において検討を行った結果、平成30年2月7日以後、同年5月9日までの間に、当社の業況や本取引を取り巻く環境に重大な変更が見られないこと等を確認し、平成30年5月10日に、当社取締役会に対して、上記意見に変更がない旨の平成30年5月10日付答申書を提出しました。当社は、かかる第三者委員会の意見等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、当社としても、平成30年2月7日以後、同年5月10日までの間に、当社の業況や本取引を取り巻く環境に重大な変更が見られないこと等を確認し、平成30年5月10日時点においても本公開買付けに関する判断を変更する要因はないと考えたことから平成30年5月10日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した取締役の全員一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

なお、上記取締役会において、当社取締役のうち、隅田博彦氏は東洋製罐グループホールディングスの執行役員を兼務し、毎田知正氏は東洋製罐グループホールディングスの取締役を兼務していたため、本公開買付けを含む本取引に関する当社取締役会の意思決定における公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、本公開買付けを含む本取引に関する全ての審議に参加しておらず、また、当社の立場で本取引の協議及び交渉に参加しておりません。

また、上記取締役会には、当社の社外監査役を含む監査役4名のうち、大川邦夫氏を除く3名が出席し、その全ての監査役が、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、株主の皆様に応募を推奨する旨の取締役会の決議について異議がない旨の意見を述べております。当社の監査役である大川邦夫氏は東洋製罐グループホールディングスの常勤監査役を兼務しており、本公開買付けを含む本取引に関する当社取締役会の意思決定における公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、本公開買付けを含む本取引に関する全ての審議に参加しておりません。

⑥他の買付者からの買付機会を確保するための措置

東洋製罐グループホールディングスは、公開買付け期間について、法令に定められた最短期間が20営業日

であるところ、30 営業日としているとのことです。公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、当社の株主の皆様にも本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、東洋製罐グループホールディングス以外にも買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付けの適正性を担保することを企図しているとのことです。さらに、東洋製罐グループホールディングスと当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社の株券等について対抗的な買付けを実施することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定と合わせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保にも配慮しているとのことです。

なお、東洋製罐グループホールディングスは、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) の応募を本公開買付け成立の条件とはしてはおりませんが、当社及び東洋製罐グループホールディングスにおいて上記の①ないし⑥の措置を講じていることから、当社の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えているとのことです。

4. 今後の見通し

本売渡請求に対する当社による承認の決定後における当社の経営体制の予定、方針・計画等につきましては、今後、当社及び東洋製罐グループホールディングスの両社の間で協議・検討する予定です。

5. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

東洋製罐グループホールディングスは、当社の支配株主であるため、当社取締役会による本売渡請求に関する承認は、当社にとって支配株主との取引等に該当します。当社が開示した、平成 29 年 7 月 3 日付のコーポレート・ガバナンスに関する報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」では、「当社は、親会社と親会社以外の株主の利益が実質的に相反するおそれのある親会社との取引その他の施策を実施するにあたっては、法令その他の社会規範に照らし適正に決定しております。親会社グループとの関係については、事業運営および取引面において独自性をもって運営し、製品販売は市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、交渉の上、当社との関係を有しない他の取引先と同様の条件として決定しております。」としており、当該指針における適合状況は以下のとおりです。

当社は、前記「3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保するための各措置を実施しており、かかる指針に適合していると考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

前記「3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

(3) 本取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

前記「3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④当社における独立した第三者委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、当社及び東洋製罐グループホールディングスから独立した第三者委員会から、本取引が当社の少数株主（当社の株主のうち東洋製罐グループホールディングス以外の者）にとって不利益なものであるとはいえないと考える旨を内容とする平成 30 年 2 月 7 日付答申書を平成 30 年 2 月 7 日付で入手しております。また、当社は、平成 30 年 5 月 10 日付で、第三者委員会より、前記意見に変更がない旨

の平成 30 年 5 月 10 日付答申書を入手しております。なお、平成 30 年 2 月 7 日付答申書及び平成 30 年 5 月 10 日付答申書が、本売渡請求を含む本取引に関するものであることから、当社は、本売渡請求の承認に際しては、支配株主と利害関係のない者からの意見を改めて取得しておりません。

以 上